

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		臨時運行の許可
根拠法令及び条項		道路運送車両法第34条第2項
所管部課係名		市民生活部市民課住民記録パスポート係
審    査	関係条項	<p>道路運送車両法</p> <p>第35条 前条の臨時運行の許可は、当該自動車の試運転を行う場合、新規登録、新規検査又は当該自動車検査証が有効でない自動車についての継続検査その他の検査の申請をするために必要な提示のための回送を行う場合その他特に必要がある場合に限り、行うことができる。</p> <p>2 臨時運行の許可は、有効期限を附して行う。</p> <p>3 前項の有効期間は、5日をこえてはならない。但し、長時間を要する回送の場合その他やむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>6 臨時運行の許可を受けた者は、第二項の有効期間が満了したときは、その日から五日以内に、当該行政庁に臨時運行許可証及び臨時運行許可番号標を返納しなければならない。</p>
	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>関東運輸局整備部登録資材課が平成9年3月に作成した「自動車の臨時運行の許可事務の取扱い及びQ&amp;Aについて」に基づき判断している。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成27年4月1日設定（平成 年 月 日最終変更）
標準 処理 期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	即日
	設定等年月日	平成27年4月1日設定（平成 年 月 日最終変更）